

会議録

会議の名称	平成26年度第6回下水道審議会
開催日時	平成26年11月6日 午後2時から午後3時50分まで
開催場所	保谷庁舎2階 第1会議室
出席者	委員：海和会長、山田（敏）副会長、今井委員、金子委員、高山委員、西川委員、根本委員、濱崎委員 事務局：貫井都市整備部長、原田下水道課長、下田課長補佐兼業務係長、広瀬主任
議題	1. 資本費、維持管理費、使用料、汚水処理費回収率について 2. その他
会議資料の名称	資料18 資本費平準化債の考え方 資料19 西東京市下水道審議会答申（抜粋素案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>○事務局（原田課長）： ただいまから第6回の下水道審議会の開催をお願いいたします。 本日、都合により、明石委員と山田大志委員から欠席の連絡がございました。 なお、本日の会議は定足数に達しておりますことを報告いたします。</p> <p>○海和会長： それでは、第6回下水道審議会を開催させていただきます。 前回、第5回の審議会の中で、議題1「資本費と維持管理費について」、議題2「使用料と汚水処理回収率について」を審議いただきました。今回は、まとめて議題1としまして、「資本費、維持管理費、使用料、汚水処理費回収率について」を継続して審議してまいりたいと思います。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>議題1. 資本費、維持管理費、使用料、汚水処理費回収率について</p> <p>○事務局（原田課長）： 前回、第5回の審議会の事務局からの説明の部分で訂正がございます。 資本費平準化債の説明の中で、「通常の事業でやっている団体については30年で借り入れをしています」、「地方のように人口が少なくお金があまり入ってこないところについては、年間の償還額があまり大きくなならないように、50年いっぱいまで借りることができるというような制度があります」との説明をいたしましたが、「地方自治体については、一旦は30年で借り入れをしています。ただし、その翌年度以降に単年度の償還額が多額であり、単年度で支出するのに財政上困難な場合、その一部を減価償却の計算方式で計算された額を起債で借りることができる制度があります」というかたちで訂正をお願いいたします。それに伴いまして、資料18の説明資料を作りましたので、御説明いたします。</p> <p>○事務局（下田係長）： （資料18「資本費平準化債の考え方」の説明。以下は主な内容）</p>	

資本費平準化債は、イメージ的には、減価償却費を超える元金を後年度に繰り延べるというような制度でございますが、実際は、当該年度に減価償却費を超える元金分について新たな地方債（借金）を発行します。

つまり、元金を先に延ばして、さらに利子を余計に支払わなければいけないというような制度でございます。

市は、通常に償還していても今のところ支払いに支障はないということで、平準化債を現在は活用していないという考えです。あくまでも下水道事業の制度的な説明ということで御理解いただければと思います。

○海和会長：

今、資本費平準化債の説明を受けました。これは国の措置等もありますし、制度的なものとして御理解いただければと思っております。

それでは、「資本費、維持管理費、使用料、汚水処理費回収率について」、各委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

○今井委員：

今の説明は、減価償却が45年ということだから、45年の返済ということですね。そういうのがあるかないかという話だったわけだと思うのです。要するに、減価償却が45年ならば、45年で償却、市債で後年度負担ができないのか。それが30年とか20年で返済ということだと、その分だけ多く払わなければならない。事業が40年なり50年というものを30年でやった場合には、その分だけ先に払わなければならない。減価償却に見合った長期のそういう債券で払えないのかという話だったと思います。それが制度的には30年が限度だとしたら、それはそれで構わないですね。

○事務局（下田係長）：

制度的には、国のほうで資金割りしており、下水道事業債については30年というように、変えられない制度でございまして、それに合わせたかたちで各地方自治体はお借りしている状況です。

○今井委員：

もう1つは、昭和61年とか62年のときは、利子が5パーセントとか率が高いのです。だけど、今は、20年物では1.3パーセントとか、30年物でも1.6パーセントとか、非常に利率が小さいわけですね。だから、低い利子のものに借り換えるということはできないのですか。

○事務局（下田係長）：

平成19年度から繰上償還を認めてくれるという国の方針がございまして、以前の高い、例えば6パーセント、7パーセントについては、全て借り換えをさせていただいています。

各自治体も国のほうに働きかけて、まだ高金利の残っている市債についても、制度を拡大してほしいということで、要望しているところですが、それを決定するのが最終的には国のほうでございまして、市のほうとしては要望をあげて努力はしています。

○海和会長：

19年度に借り換えはしたのですね。

○事務局（下田係長）：

19年度から22年度にかけて、5パーセント以上の高金利のものを借り換えをしております。

○海和会長：

その後は現在要望中ということですね。

○事務局（下田係長）：

はい。

○高山委員：

資本費について、極めて曖昧に組み入れられているというのでしょうか。大きな予算を組む上では、資本費は起債や国の補助である一方、返済となると、基本的には、利用料金で計算することになっています。それが補えないので、一般会計から投入しているというような現状ですね。

一方、返済をするという上では、これは平準化債の問題、市は活用していないということですが、平準化債を活用することによって、償却年数と返済期間をイーブンにすれば、市民が均等に負担をするというようなメリットがあるにもかかわらず、市は活用していない。すなわち、どこかに偏って、ある自治体の市民が返済をしているというような現状があって、市そのものも資本費は扱っている、極めて重要的に、ある点ではすごく貴重に、ある面では割愛するような考えをしていると感じます。

会計基準を資本費に関してはそもそも変えたほうがいいと思っております。

簡単に言えば、資本費はあくまでも起債で補う。そして、使用料からの返済をそもそも組み入れない。そうすれば、下水道事業をしている部門においても、計画というのが非常に立てやすいと思います。何を削ればどれだけ目標に到達するか。今のままですと、使用原価を超えるものを返せたとしても、極めて流動的、あるときにおいては事業費である、あるときにおいてはもともと外して考えるというような会計基準だと思うのです。

資本費は、繰り返しますが、あくまでも起債、それから国の補助、一般会計だけで補う。そして、下水道料金と維持管理費で言えば2億円近く余っているわけです。これは別途積み立てる。起債の返済ではなくて、例えば下水道事業における雨水の事業に充てるものとして積み立てるような会計基準にしない限りは、非常にわかりにくい現状の会計だと思えます。

現実に、ある自治体ではもともと資本費というものは公的なもので、長期にわたるものであるということから、一般会計で賄うということの会計基準を決めているのです。そうすると、すごくシンプルで、下水道事業に携わる職員、下水道事業部の到達目標も立てやすい。市民も、下水道料金の値上げにおいても、何に使われるか、何のために値上げするか、極めて明確になってくるのです。

○海和会長：

資本費は市民が払うのではなくて、一般会計、市で払うという会計基準に変えたほうが良いということでしょうか。

つまり、下水道料金と分けるということですね。

○高山委員：

そうです。

○海和会長：

そうやっている自治体がほかにあるということでしょうか。

○高山委員：

市の施策として、資本費は全て一般会計から賄う、そういうふうに極めてシンプルに決めているのです。

○山田副会長：

そのところは維持管理費が賄えていないから、方針を決めて、戦略的に決めているわけではなくて、多分そこまでしか料金が取れなくてという団体が多いと思います。高山委員のおっしゃるのは1つの考え方だと思いますが、資本費は全部起債と補助金で賄って、元利償還金は全部一般会計で負担して、最終的には業務コストだけ市民が負担すればいいのだという考え方ですね。

○高山委員：

そうです。そのほうが下水道事業の目標を立てやすい。資本費はあらゆる面で、改修費というところに、わけのわからない状態で支払われている。単年度ごとにいかに資本費を返済していくか。そこに下水道料金を当てはめるかというのが、1つの単位としての考えですが、それは均等にならないわけですね。平成37、38年ごろには資本費の価額が一番低いところで、現在は高い。これ自体が平準化されていないので、平準化されない限りは、扱い方によってはどうともなるような数字を組み入れることができるというような考え方なのです。

○山田副会長：

そうすると、一般会計が負担し過ぎて、財政が硬直化してしまうという問題が出てくると思うのです。その判断も多分市民の皆さまがやはり議論して、判断しないとイケないことだと思います。

○高山委員：

下水道料金が上がった場合、収益が余るわけですね。それを資本費の返済として当てるということではなく、別途積み立てる、あるいはどこかに別なカタチで使う、市に還元する。そうでない限りは、資本費がそもそも平準化されていないわけですから、あるときには、こんなにも資本費があるのに下水道料金を上げるという論拠にはならないと思うのです。

平成37、38年ぐらいに市の資本費がだいぶ低くなる、その時点のものと現在の時点を考えますと、我々の負担は相当差があるわけです。37、38年のころには、下水道料金が

らは資本費を返済しなくていいということになっているわけですね。そもそも返済するために下水道料金を変えたいという、1つの目標の論拠になってしまっています。資本費の扱いによってそんな論拠はいつでも変わるようなものです。僕は変えなければならぬ、会計基準を変えてしまったほうがいいのではないかと思うのです。

○今井委員：

例えば道路も一般会計から出ていないですね。こういう社会的なインフラストラクチャーの基盤ということについては、原則的に税金というものが使われるものではないかと思うのです。資本費はやはり税金で払うという一般的な原則はあってもいいのではないかと思うのですけどね。

○金子委員：

下水道料金の原価には、どういう料金の対象区分があるか、税金なのか料金なのかというような議論はずっと昔からあって、現在は、受益に応じたかたちで、使用料で賄う独立採算の部分が下水道にもあるということです。例えば、切符を買って電車に乗ると、電気を使うので、その電気代も払う。そうすると、電気代の原価は何ですかということ、総括原価なんて言われていますが、かかった経費をみんなの電力量で割って、1キロワット当たり幾らとかというように、そういう出し方をするわけですね。だから、下水道もそういう部分もあると考えられています。

ところが、そうでない議論もあって、資本費以前に、どこまでが独立採算でやるのか、どこまでが税金でやるのかという議論がまず先にあったのです。

その中で1つ出てきたのが、いわゆる雨水については、特定の人が受益を得るわけではないから、税金でやりましょう。そのかわり、各家庭や企業が使った汚水をきれいにするというサービスを受ける部分は料金でやりましょう。それで、汚水私費、雨水公費という考え方が、かなり前にオーソライズされました。

料金で賄う汚水の部分、汚水を使った分に対して料金で賄うわけですが、全部汚水にかかわる費用は料金で回収するのですかという議論に対しては、資本費は取らなくてもいいのではないかとか、実際に1立米使ったときの処理コストだけでいいのではないかとというようにいろいろ考えがありました。その中には、もともとの根本になる資本費は税金でやればいいのではないかという議論もあったわけです。それが、一応今の時点では、昭和60年ぐらいに資本費も維持管理費も全て料金で賄うというかたちで大体オーソライズされてきました。

では、現実にそういうかたちで汚水の処理コストを全部料金の中に算入していますかという話になると、先ほど山田副会長が言われましたように、料金がすごく高くなってしまっているので、それは市の財政によってどこまでの範囲にするかというのは市の裁量で判断しており、結構ばらついているということです。

○今井委員：

市の裁量というのは、ほかの市で実際あるということですか。

○金子委員：

全国の自治体の決算統計という総務省がまとめている統計があるのですが、この中でも、維持管理費と資本費を丸々全部汚水分については料金の中に算入しているという団

体は、東京とか大都市だけでそんなにないです。大部分の団体は、維持管理費、実際の処理にかかる電気代だとか、それから、労務費だとか、いろいろなものがありますが、そういうものを全額にしたり、それから、資本費も一部にしたりという団体が多いです。それで、もっと極端に言うと、資本費は一切入れていませんという団体も確かにあります。そのようなばらつきの度合いの中でどう考えるのかというのは、一般的に言えば、汚水の分は私費であると。私費の中に公費を入れるというのは、その市の状況によってだというのが一般的な考え方で、私もそれでいいとは思っております。

○高山委員：

もう1つ考えられますのは、有収率の件ですが、市の直近の有収率は、最新のもので92パーセント、8パーセントが不明な水を処理して、費用をかけるけれども請求できないわけですね。その8パーセントが、今の状況でどのように改善されるかわからないのですが、8パーセントの費用というのは、年間で言うと大体1億円ぐらいなのです。この1億円が、原因は恐らく雨水かなと思いますが、その費用を市民が負担しているわけです。

こういったように、お金の面というのを、しっかりとした線引きをするのであれば、そういうところもクリアにして、納得性のあるものでなければ、資本費の回収を使用料から充てるということは、極めて曖昧ではないかと思うのです。我々は1億円を約1万7,000世帯で負担しているわけです。もともと雨は公費ですが、それは我々現状負担している。こういうものをやはり排除した上で、純粹に市民の負担すべきものであるという枠組みができた中で、下水道料金というのはしっかりとした設定をすべきだということにもかわらず、極めてあちこちでばらばらになっているわけです。

有収率を100パーセントにするということは現実には難しいかもしれません。それに相当の費用もかかるかもしれません。もしできなければ、やはりそれは公費ということにすべきです。年間約1億円分はやはり公費で持つべきものです。

○海和会長：

事務局として、この8パーセントというのは把握しているのですか。

○事務局（下田係長）

数字のほうですが、平成25年度、いわゆる市の有収率というのが91.5パーセントでございます。その残りの逆の部分なので、8.5パーセントが不明水です。24年度については92.9パーセント、7.1パーセントというのが不明水です。資料12のほうでもお示ししています。やはりこの不明水というのは、市もいろいろなかたちで、大雨が降ったのかどうかとか、常に把握はしているところなのですが、清瀬水再生センターが、西東京市だけではないので、どこからの不明水というのが非常にわかりにくいのです。ですから、そういう御意見はもちろんあっていいと思います。

○海和会長：

これを今回の答申として組み入れるということはできるのですか。市に負担ができる予算はあるのですか。

○事務局（下田係長）：

答申ということで、例えばこうすべきであるとか、今後そういうこともしてほしいというようなご意見は、皆さま御審議の場で入れたほうがいいということであれば、文言の中に盛り込んで差し支えないと考えます。ただ答申を出して、最終的に決定するのは市長となりますので、幾ら答申がこうしたほうがいいと言っても、現状できるかどうかというのは市の財政のほうで最終的に決定するかたちでございます。

○金子委員：

不明水を誰が負担するのか、これも使用料を考えてくる中で今まで話されてきておりまして、一般的に下水道の処理量というのは、1人1日270リットルぐらい使うという計算で、人口を掛けて、施設規模としては算出しています。ただし、処理については、そこに下水道には不明水が多分入ってくるだろうという前提があるうえに、処理量としては、平均ではなく、1.2倍ぐらいの処理能力がなければならないというような計画となっています。

ですから、一定の不明水が入ることも前提になっているので、その不明水を料金で賄うのか、それとも税金で賄うのかと、これも高山委員がおっしゃったとおり、過去に議論がありまして、計画値よりも大幅に不明水が多い場合には、不明水にかかわる経費を一般会計が持つという繰出基準がございます。ところが、一定のもともとの計画どおりの中におさまっているような不明水は、一般の処理をする過程のシステムの中に入れる経費なので、汚水で賄うべきではないかと。私費で賄うべきではないかというのが今の時点で整理されている考え方です。だから、全然考えていないわけではなくて、不明水があまりにも極端に多い場合、そういうものはやはり税金で負担しましょうという考え方も既にありますということだけ申し添えておきます。

○海和会長：

これは国かそれとも都で話されていることですか。

○金子委員：

都ではなくて、国です。不明水に対する経費、繰出基準という中に、総務省が毎年出される通知の中に出ています。極端にひどいところは、3割、4割も不明水があるので。確かに3割、4割も不明水が多いのに、全部料金で賄ったのでは大変な話だなということになりますね。

○高山委員：

もう1つの下水道料金を決める曖昧な部分に関して話したいことがあるのですが、現在の市のゼロから16立米、2カ月間の使用料ですが、この基準にいる人たちは、885円、一律ですね。それを、立米当たりの単価だと50数円になるのです。各利用区分帯として最も安いです。この分野にいる人たちは、市民の大体25、26パーセントの世帯、一番大きい世帯数です。この人たちは大体1人世帯なのでですね。年寄りの独居の人たちです。でも、サラリーマンもいるわけです。これらの人たちの場合、両局面があるのです。年金収入でやっている人もいれば、一方に、働いている人もいます。これらの人というのは同一の料金で、一番安い料金で使っているわけです。なおかつそこには、現役の人にスポットを当てれば、彼らは一番安い料金を使って済ませている。一方、年金生活の人たちは、生活の習慣として水を節約しようとしているにもかかわらず、一律払わな

きやいけないのです。使おうが使うまいが、16立方まで885円払っているのです。人によっては10立方で済ませようとしている。そうすると、使用努力、節約努力がこの設定の仕方では全然実らないわけですね。この区分帯の人たちの料金、そんなにも安くしていかどうか、極めて疑問なのです。

それともう1つ、事業所ですね。事業所の利用区分帯、事業所というのはそもそも汚水の汚染度が極めて高いところですよ。一般家庭よりもさらに汚染度が極めて高いのです。言うなれば、処理施設を破壊しやすいものを使っているわけですね。それらの人たちが使っている、どこからが基準かはっきりしませんけども、2カ月間で大体80から100立米ぐらいだと思います。だとしますと、それに到達するまでは、一般家庭と同じ下水道料金を払っているのです。なぜ彼らがそんな安い料金で使わなければならないのか。初めから、ゼロの段階から、要は、企業区分の大量下水放出者の料金体系を当てはめるべきだと思うのです。ところが、現状は一般家庭、中には年金生活者と同じ料金を使っている、基本料金ですね。これだけ計算してみましても何億とありまして、なぜ企業がそんなに安い、一般生活者の恩恵を受けているか。これも料金区分の中でおかしいなと思います。

恐らく、初めの段階で積み上がって今さら修正ができないような状態にこの構造ができていないかと思うのです。単純に考えれば、企業の下水道というのは、彼らの生産コストです。一般生活者の下水とはもともと性格が違う。下水道料金を払えばコストは軽く転換できる要素を持っているわけですね。そのような人たちの基礎的な部分のところの水道料金は、やはり一般家庭とは違って、初めから企業向けの体系にすべきではないか。そうすれば、恐らく3億か4億収入が一気に上がってきます。

○山田副会長：

高山委員がおっしゃったように、負担区分の公平性を求めて不断に見直していくことは必要なことだと私も思いますが、ただ、下水道事業はすごく固定費用が重い事業なのです。市ですと、そんなに水量が頻繁に変わるとは思えないのです。排水量がある程度の段階で一定しているとすると、かかる電気代も、そこに投入すべき人件費も、多分ほとんど同じようにかかっている、ほとんど固定的に、固定費としてかかってくると思うのです。だから、多分基本料金である程度負担してくださいというような考え方なのだと思うのです。それ以外にも、住んでいる方のいろんな負担能力に応じてというのは、不断に見直していかなければいけないところだと思います。

○高山委員：

全体の規模からいけば、水の使用量からいってそんなに大きな量ではないです、市の場合、大きな事業所があるわけではないわけですからね。商店、病院、大規模な工場があったってあまり使わないような、そういう性格のもんですからね。ですから、そこがそっくり抜けたからって、市の下水道事業がなくなって困るほど彼らは消費していません。ただ、料金においては結構恩恵を受けているということです。府中とか、大規模な工場があるところはわかりませんが、そういう特殊性のあるところと市は全然違います。そんなに、80立米以上の水を使っている企業は、せいぜい1割程度でそんな多くないです。

○山田副会長：

市の考え方としてたくさん使っているのだから、たくさん払ってもらうというやり方も昔はあったみたいなのですが、そうすると工場が逃げ出したりとか、こんなに下水道料金が高いなら自分たちで処理するからと言われてたりということもあると思うので、そこは戦略的に考えないといけないと思うのです。下水道を使ってもらいつつ、最大限払ってもらうという面があると思うのです。だから、企業に対して使っているのだから払えばいいんだという議論には多分ならないので、そこは戦略性があると思うのです。

○高山委員：

そういう都市もあるでしょうね。でも、市の場合を見てみますと、やはり事業所にとって下水道料金は生産コストの何パーセントを占めるか。大したことはないと思うのです。

○山田副会長：

高い高いと言う人もいますけどね。

○金子委員：

高山委員が言われたのは2つありまして、基本料金と従量料金、1立米幾ら使いましたから、幾らですというのと、使っても使わなくてもかかる経費としての基本料金、こういう2つの体系から料金というのは組み合わさっています。1立米幾らかかっていますかというのは、いっぱい使う人ほど高くなるというので、逓増制料金というかたちで、多く使う人のほうが多く払う仕組みになっています。ですから、多く使っている人が安くなっているということはないのです。

何でそこに錯覚が起きたかということ、今は2カ月で16立米までは基本料金のうちに入っていますから、それを割り返すと53円という、これは非常に安い値段などと言われます。そういうふうに計算するので、その分も大口の使用者も基本料金と同時に恩恵にあずかっているのではないかという趣旨で言われているのだと思うのですが、それはあくまでも基本料金の考え方の中で、基本料金は企業だろうが個人だろうが全く同じということです。使っても使わなくても同じというのが一般的な考え方ですね。

16立米までというのは、これは下水道のほうの1つの考え方で、下水というのはみんな誰しも使わなければいけません。1立米でも節約したいという人のために、1立米なら例えば100円必ずかけてきますではなくて、最低使用量というものを基本料金の中に込みにして、そこまではもう生活権として必ず認めてあげましょうという、基本料金の中に入れる水量というのが1カ月8立米、2カ月で16立米ということなのですね。昔は東京都の場合は、1カ月10立米、2カ月で20立米だったものを、使った分に応じて少しずつ見直すべきという意見の人がいるので、下げてきて8立米になりました。水道は今5立米ですね。ですから、水道に合わせれば、今度は下水も5立米という話になるのでしょうか。水道ははっきり出る水量はわかっているから、1立米幾らでいいじゃないかという見方もあります。基本料金で最低の使用量を認める必要もないという考え方も出てくるかもしれません。

基本料金の中に含まれる最低使用量の話と、それから、料金体系の逓増制の話というのはちょっと切り分けてもらって、それで、逓増制の話は、大口の人ほどいっぱい払うように仕組みがなっていますという部分に御理解いただきたいと思います。

○高山委員：

私はそこで疑問なのですが、なぜ基本料金があるのですか。そもそも基本料金の存在を疑問視したいわけです。これまでの説明は、基本料金があるからだったのです。

○金子委員：

二部料金制といいまして、公共料金全て、電気代、ガス代、それから水道代、基本料金と従量料金という考え方になっています。基本料金は何を対象にして決めますかという、一般的によく言われているのは、需要家費と言って、お客さんに供給しなければならないという約束をつくった瞬間から発生している経費、例えば下水道にかかわる人たちのいわゆる人件費だとか、申し込みがあれば必ず対応をしなければいけないですし、それから、給水栓、徴収のメーターを読みに行ったり、取り外したりする費用は水量に関係なく必ずかかりますから、使用の契約だとか、そういう関係に入った瞬間からかかる経費的なものを基本料金に入れるのです。

あとは実際に処理した費用、サービスを供給した費用が従量料金と言われているかたちで、従量料金に入るものがどのぐらいのものがあるのか、固定費と変動費と言われているんですが、使ったか使わないかによって費用が変わっていく変動費と言われている部分と、例えば電気を使うときに必要な基本料金という固定費があります。これを全体で割れば、このぐらいになるという単価出しをして、従量料金とします。

基本的にはこの2つの考え方で料金をつくるのが一般的なのです。

ただ、現実には、各自治体で、本当に積み上げて幾らにしているかというのは、それはまた疑問だと思うのですが、考え方としてはそういうことです。

○海和会長：

基本料金は、大体近隣の団体は一緒なのですか。

○事務局（広瀬主任）：

市で違います。

○海和会長：

その基本料金というのは、各自治体に任されているのですか。

○事務局（下田係長）

各市においても同じようなかたちで、下水道審議会やまたは使用料審議会というのがございまして、その中で、今までの経緯と同じように検討して、基本料金、従量料金を定めています。ただ、この辺の26市であれば、やはり近隣のことも考えながら検討しているので、ほぼ近いようなかたちです。

○今井委員：

基本料金は、下水道と上水道と連動しているわけですね。だから、下水道も5立米とする考え方もあるので、基本料金を下げるということもありえますね。

○海和会長：

下水道審議会として、御意見は出していきたいとは思っています。ただ、個人的な意

見ですが、例えばマンションに住んで共益費、使ってもいない10階の廊下の電気代もみんなで払うということもあります。これは共益費ですが、そういうのも含めて基本料金は計算されているというような感じは、私は個人的にはするのです。基本料金というのは、この近隣、26市ある中で、飛び抜けて高いところ、飛び抜けて低いところというはないと思うのです。その計算まで全部出せというのは相当時間がかかるし、多分出したときには、これは使っていない、これは使っていると言っても、みんなで賄うべきなのかというのが中には出てくるというような感じがします。

そこを審議会で話していくものかどうかというのもちょっと疑問視しております。今、金子委員が説明していただいたので、私は理解しているつもりなのですが、どうでしょうか。

○高山委員：

私は、基本料金がなぜできているのだということ、それはつけ足しで、基本料金という制度があるからこうなっているのだというお話だとすると、もともとの私の提案の中には、1から16立米のところの一番厚い層のところは一律料金でやっている。その構成の人たちは、一方で節約をしたい人、一方では幾らでも払ってもいいという、収入の面ではですね。その人たちが混在した、一番安い料金を使っているという矛盾を持っているわけです。

そもそも基本料金がどういう関係でできたかというのは、いろいろ説があるでしょうし、恐らく下水道料金とか、公共料金、公共施設、公共物を運営する上で、事務的なコストの関係その他、発端があると思いますが、現状恐らくかなり形骸化している。ましてやそれを企業も恩恵を受けている。これをやっばり、こういったものをクリアにしない限りは、下水道料金というのは決められない。決めた上でも納得できないです。

○海和会長：

今まで随分改正されてきているわけですね。先ほど16立米という基本料金が、昔は20立米であったのが、今は、16立米になっている。やはりこういう話が出ている中での結果だと思います。

○高山委員：

そうですね。諮問等の中で、下水道料金は現在も改めるべきだという意見もあります。ゼロから同じ単価でやるべきだというのが、主流ではないけど、意見としてありますね。私はそちらのほうが納得、合理性があると思うのです。ただ、これを変えるというのは、現状からしたら、恩恵を受ける人もいれば、さらに高くなってしまう人もいますから、それは変えるとしても時間がかかるでしょうが、変えるのであれば、さかのぼって、資本費の会計基準を他に変えない限りは、今まで市が料金を上げる上では、この論議をしていなければ、ランニングコストだけは十分賄えるわけですから、ランニングコストだけにすれば、コスト、1円単価あたりのつり合いがとれて、時間をかけていけばできます。でき上がれば、料金の改定もしやすいし、幾らにすれば幾ら収入が入って、極めてクリアな計画が立てやすいと思うのです。

○海和会長：

資本費を一般会計で賄うという市はあるのですか。

○事務局（下田係長）：

基本的に、下水道事業というのは地方財政法等で独立採算ということがうたわれているので、それを目指してはいるのですが、先ほど全ての市がそういうわけではなくて、やはり持ち出しがあるというお話があったかと思えます。実際市においても同じです。

近隣においても、回収率が100パーセントにまだっていない団体は、一般会計から繰り入れている状況なので、その状況の中で、果たしてどういうかたちが一番いいのかということを常に各市は考えているのです。

○海和会長：

この審議会として、皆さまの要望としていこうということでしたら、要望は出していきたいと思えます。

議事録等も見ていらっしゃるかと思うのですが、前回の審議会で出されたことの再確認、こういうものを今後出し、答申のほうに少しでも組み入れていきたいと思っております。前回の審議会の内容を簡単に、御報告をさせていただきます。

（報告内容）

- ・市もさまざまな努力をしていて、よい方向に今下水道は向かっている。
- ・消費税も現在上がっていて、市民の生活はまだ上向いていない感じがする。
- ・市民生活にはまだまだ、消費税が上がって落ちついていない。
- ・適正な下水道料金の面から現状維持を要望するのが今の状況ではないか。
- ・市はそれなりに努力をして、それが今、実っているのではないか。
- ・回収率は、資本費をどう扱うかによって変わってくる。
- ・回収率を見て、下水道料金に直結はできない気がする。
- ・公平・不公平の視点があり、1つは回収率、もう1つは社会全体の人口構成、産業構成も検証することが必要ではないか。
- ・上水道は節水するのが常識であり、下水道は上水が減って収入が減ってきて、その穴埋めで下水道料金を上げる考えはなじまない。
- ・節水しているのは今常識で、これで、下水道のほうで料金がないので、その穴埋めを一般の料金で、ランニングコストで上げるのはいかがなものか。
- ・回収率が31年には100パーセントを超えるので、使用料を見直す必要はないと資料からは読める。
- ・35年以降にどうなるかわからない場合は、そのときに考えていけばいいのではないか。
- ・「経済情勢」「市民への負担への配慮が必要である」は大切である。
- ・現状のまま適正な価格を抑えていただきたい。

今回、高山委員からも出ましたように、料金区分の公平性とか、資本費の一般会計の支出に望まれるということを入れたらどうかをもう一度確認させていただきたいと思えます。皆さまの意見は一応入れて、素案を作っていきたいと思っております。

前回と今回意見をいただきまして、簡単にまとめて言いますと、回収率については、市も努力して改善されており、いろいろな視点、いろいろな状況、上水・下水道の考え

も検討する必要があるが、現在のままの使用料単価を使い、次回以降の審議会で、そのときの状況で適正な使用料を審議したほうがよいと受け取っております。ですので、今言ったように、答申の素案を次回以降もう一度確認していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○山田副会長：

高山委員のおっしゃった一般会計の負担についてを入れるのであれば、反対を言うつもりもないのですが、ただ、そのことによって財政が硬直化して、かえってほかに受けるべき市民サービスの財源が圧迫されるおそれがあるということを私は懸念していますし、もう1つは、下水道当局の経営努力を促すという意味からも、やはり独立採算というのは堅持していくべきだと思っているのです。そういう部分も含めた上での一般会計の負担をするべきだということであれば反対するものではないです。もし仮に意見を入れるのであれば、そういうところもつけ加えておいていただきたいなと思います。

○高山委員：

各自治体で統一されたものがあるわけですね。その中で、市は下水道事業の資本費を一般会計で賄うという、その論拠です。やはりつけていただいたほうがよろしいです。総じて言いますと、資本費があまりにも現状巨大過ぎて、その扱いによって市民の負担が大きく変化してしまう。時として下水道料金の値上げの材料に使われている。下水道料金を上げるのであれば、先ほどの有収率の問題ですとか、料金体系の問題がクリアになった上で、下水道料金を上げて、上がった分で資本費を返すということならばいいのですが、これらが明確になっていない中で、下水道料金に関して基本的な考え自体が枠組みにそぐわないわけです。ですから、行動目標を立てる上で、資本費は一般会計として区切ったほうが、はっきりとした計画を立てやすいということで私は申し上げたわけです。なぜ変えるのだということを入れてもらいたいです。

○海和会長：

それが見えていけば、下水道料金が上がっても構わないということでしょうか。

○高山委員：

もちろんです。下水道料金を上げる上では、資本費の扱い、有収率の問題、それから、償還金額が年度で均一でない問題があります。客観的に見て公平ではないのです。こういうものが決まっていないという中で、資本費が存在して、しかもそれはあまりにも金額的に大きいものですから、どうしても現状においては別扱いにするわけです。会計基準を変える。これは一般会計で賄うというふうに線引きをすれば、もっとシンプルに下水道料金を改定する論拠が見出せる。納得性があると思います。

○金子委員：

下水道の使用料をどうするかという話をしたときに、まず、汚水が私費で雨水が公費というかたちで、汚水の部分は独立採算制で、使用料でもって全部賄うとなっています。それは使う人に受益があるからだということです。それに対して、雨水は公的なものなので、全部税金でやります。この考え方が、まず大きく大前提になると思います。

それに対して、そうではないという議論が確かにかつてあったが、それをこの審議会としてそこまで踏み込むのかどうか。汚水の分は独立採算でという点を押さえておいたほうがいいのではないですかというのが、山田副会長の御発言だと思うのです。

それを整理しないで、いきなり使用料の中の原価を構成する資本費や維持管理費の話と一っしょにしてしまうと、話の整理がつかなくなってしまうので、私は、日本全体的にもそうですが、汚水私費と、それから、雨水公費の原則はいじらないほうがいいし、審議会ですら、こういうものは税金で賄うべきだというような議論は、今の時点では、審議会の中でもやっていないし、答申として取り入れるべきではないと思います。

今度は具体的な料金の原価は何を算入するか。汚水にかかわる経費は全部料金の原価になるわけですが、その汚水にかかわる原価の中が、資本費があり、維持管理費があるので、実際の料金の計算に組み立てていく場合には、固定費があり、従量料金があるという中の組み合わせで作っていくわけですね。そのつくり方はいろいろあるので、現実に各都市が独立採算とは言いながらも、汚水の原価が全部使用料の原価になっていないと申し上げたと思うのですが、それは100パーセント原価として料金計算、料金表をつくっているところは大都市ぐらいしかないと。大部分は維持管理費の全額と資本費の一部と、それから、団体によっては維持管理費だけというところもあります。それが実際の料金、1立米幾らとかという値段を決めるときの計算項目になっているのは、そういうレベルで決まっているのです。

今回の話は、その部分には全然触れていませんので、そういう意味では、審議会のまとめ方で、今後この使用料の話が、具体的な使用料の原価をどういふものまで見るのかという話があれば、意見として入れるかもしれないが、今まで市からいただいている資料では、現行の単価で大体汚水の処理原価が全部回収できる見込みだと読めます。平成31年度ぐらいまでは大丈夫だという答申について議論してほしいと受けとめております。なかなか原価を、資本費のどの程度までとか、そういう議論も要らないと理解しております。

○高山委員：

申しわけありません。先ほどの答申の議論とはどういう意味でしょうか。

○金子委員：

審議会の設置目的で、直近の今の計画に沿って、今後の下水道に関しても議論してほしいというのがあります。料金を上げる、上げないという議論ではなくてです。料金を上げる、上げないは、今まで1回もそういう話はしていないですね。

○高山委員：

料金を上げる材料に資本費が使われるということです。アクションプランの目標も、一般会計で、適正化、要はバランスの問題を言っているわけです。そこに何が絡むか、何を入れようとしているかというのは、使用料ではないのですか。

○金子委員：

高山委員が言っているのはわかります。だから、料金の原価に資本費、維持管理費、そういうものがありますという話で、それをどういふふうに見ますかという考え方があるのはわかります。だけど、それ以前に、下水道は、料金の考え方の中には、下水道の

機能の中で持っている汚水の処理の部分は料金でやる、汚水私費という考え方があります。雨や公共用水域の水質保全に寄与するとかという下水道の機能があるわけですから、そういう部分は税金で賄いましょうという原則があります。使用料の原価が何だという計算をする以前に、汚水私費、雨水公費という原則があります。これは今までの審議会の中では、それがテーマでは話し合っていないが、その原則を超えて、もっと税金をつぎ込んだほうがいいのかという議論はしないほうがいいのかではないでしょうかと申し上げているのです。

○事務局（貫井部長）：

今回の下水道審議会の中では、私どもがいろいろ資料をお示ししたところでございますが、まず、大原則としては、下水道は独立会計、独立企業というかたちの中で、使用料をもって支出を賄っていくというのが基本と考えています。この中で、今年度についても、資本費の中でも償還の部分について、一般会計から今年度8億程度を受け入れています。本来は、この部分も使用料で賄うべきものだろうという前提の解釈をしております。下水道は8億円ですが、国民健康保険では30億円程度の税金を投入して運営を図っているのです。そういう状況の中で、先ほど委員の中から御意見がございましたように、本来一般会計の事業とすべき、道路にしても公園にしても、いろんな面をカットしながら、下水道などに運営補助という形で出さざるを得ないという状況が続いてきているということです。

先ほど高山委員からありましたように、行革の中でも料金の適正化というところは、アクションプランの命題にはなっております。今回、適正化という面を踏まえて、現在進めている事業の内容、今後の資金のシミュレーションを全体的に御審議いただいた中で、私どもとしては、一定程度は現状維持で賄っていけるだろうというシミュレーションをしているというところがございます。今回の審議会については、現在進めている内容が本当に適正、妥当なのかどうか、もう少し改善すべき点があったのかどうか、御審議いただいて、運用等も御意見をいただければなと思っております。それをもって下水道審議会のほうで答申をいただければと考えております。

先ほど繰入金金を8億円とお話ししましたが、8億円を料金で賄うのだということであれば、それは料金をどうしていくのか、その中身から全部議論することになりますので、今回の審議会ではそこまでは求めておりません。あくまでも実態事業として進めてきた内容をこれからも維持することによって、将来回収率、使用料で賄える時期が数年先には来るという状況です。そういう運用の方法が妥当であるかどうかという御検証をしていただきたいと考えています。

ただ、ここで大幅に料金改定をしなければ、今後下水道会計が破綻してしまうということになれば、料金改定をせざるを得ないと、当然出てきます。そういう御意見が出ることは、当然私どもとしても予測はしておりましたが、現状の中で、全体の御意見等も踏まえると、料金改定まで踏み込む時期ではないだろうという御審議内容だと感じています。

先ほどの基本料金と定量制の関係がございましたが、基本料金は確かに高齢・若年関係なく、一定水量以下は同等の扱いになりますので、これはどの方も公平といえれば公平だという考え方もあります。ただ、高山委員からありましたように、高齢者に対しては、立米数が非常に少なくても、16立米目いっぱい使った人と同じ料金だろうという御議論もございますが、1立米から料金を全部変えていきますということになれば、おそ

らく1立米の料金単価が上がる可能性もあります。そうすると、量が少なくても高額な負担をしていただくようなこともあると考えられます。細かい計算をしてみないとわかりませんが、現状の使用料体系では維持できないということになると、今度は、下水道自体の運営が苦しくなるのです。それにより一般会計からの繰入金を増やすとなれば、一般会計本来の事業に大きな影響が出てくるところが想定されます。

そういう状況の中で、今回については、事業の内容、現在の取り組み、それから、今後のシミュレーションも含めての事業のあり方について御議論いただければと考えております。一般会計からの繰り入れをどうするか、それから、料金体系をどうするかということについては、御意見としてお伺いさせていただいて、種々の意見欄の中には出てくると思いますが、ただ、一般会計をもってそれを補填していくという内容についてまで踏み込んだ御意見というのは、なかなか受け入れが難しい。また、関係部局にも説明が苦しい状況になってくるであろうと予想されます。

○海和会長：

ありがとうございました。いったん休憩とさせていただきます。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時30分 再開)

議題2.その他

○海和会長：

先ほどの話も含めまして、事務局のほうから資料19、市としても一度審議会としてどうかたちの答申をしていくかという内容を聞かせていただきまして、それを取り入れるかどうかという話もまたしていただければと思います。

○事務局（原田課長）：

1点目、資料19になります。

(資料19「西東京市下水道審議会答申（抜粋素案）」の説明)

今回の審議会の内容も踏まえた上で答申（案）を作成し、皆さまに第7回審議会の2週間程度前に送付させていただきたいと思っております。第7回の審議会の5日ぐらい前に答申のほうの意見をいただければと思っております。それをまとめて、第7回の審議会でお審議をお願いいたします。

続きまして、2点目ですが、第5回の会議録の内容確認でございます。何もなければ、この場で御承認をいただければと思います。

(会議録の訂正部分について説明)

○海和会長：

1点はこちらの答申のほうの説明をしていただきまして、次回、審議会を12月中旬に予定しており、2週間ぐらい前には資料をお届けし、そこで各自内容をご確認していただきます。ご意見を5日ぐらいまでに出してもらい、一覧表にします。それで、もう一度話皆さままで内容の確認をさせていただいて、答申の中に組み入れていきたいと思っております。

もう1点は、会議録の確認をさせていただきました。異議なしということで、第5回の会議録は承認されたということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海和会長：

そのほか、事務局、ありますでしょうか。

○事務局（原田課長）：

次回、第7回の審議会は12月17日水曜日、午後2時から、保谷庁舎の4階の理事者室ということで行いたいと思っております。議題については、下水道審議会の答申（案）について審議していただきたいと思っております。

○海和会長：

ですから、2週間前というと、12月の第1週に、今回の第7回の通知と案を一覧表にした資料を送っていただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（下田係長）：

こちらの資料19では抜粋というようなかたちとなっておりますが、皆さまの御意見等を取りまとめて素案を作ります。17日の2週間前まで、3日までに御自宅に郵送させていただいて、中身を見ていただいて、御意見等を12日の金曜日までに市へいただきたいと思っております。

できればメールか郵送またはファクスでお願いいたします。端的なものであれば、もちろん電話で結構です。そちらをいただければ、意見を一覧にして、第7回で、それを皆さまで、御審議をいただければと思っております。

○海和会長：

暮れの忙しいところではありますが、ぜひよろしくお願いいたします。

第8回、最終は1月のどの辺を予定しているのでしょうか。

○事務局（下田係長）：

1月の下旬を予定しております。最終週の27日から29日あたりです。まだ市長と調整をしていないのははっきりとはしていませんが、そのあたりを予定しています。

○海和会長：

では、ここで終わりたいと思っております。ありがとうございました。